



鳥取県公報

令和4年9月27日（火）
号外第61号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（25）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 3

公布された条例のあらまし

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 育児休業をすることができる非常勤職員の要件について、出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、2歳までの育児休業が認められる場合に該当する場合にあっては子が2歳に達する日までに非常勤職員としての任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないことを新たに加える。
- (2) 2回の育児休業をすることができることとされたことに伴い、再度の育児休業が取得できる特別の事情のうち、育児休業の終了後3月以上の期間を経過したこととするものを削除する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和4年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第25号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該請求に係る子が1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条第2項に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の3第2項の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、<u>当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に</u>非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、<u>当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものは、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員としない。</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日等)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 略</p> <p>イ 当該請求に係る子が1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、<u>任期が更新され、又は任期が満了した後に</u>非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、<u>任期の末日の翌日又は引き続き採用された日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするものは、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員としない。</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日等)</p> <p>第2条の3 略</p> <p>2 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合</p>

は、1歳6か月から2歳に達する日までの子を養育する非常勤職員が、次の各号のいずれにも該当する場合（当該子についてこの項の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第1項第5号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳半到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合にあっては、当該育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳半到達日後の期間においてこの項の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されたことに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1

は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1)・(2) 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(3) 略

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(5) 略

(6) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、任期が更新され、又は任期が満了した後に非常勤職員として引き続き採用されたことに伴い、任期の末日の翌日又は引き続き採用された日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1

<p>年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(6) 略</p>	<p>年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。</p> <p>(6) 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第1項（第4号に係る部分に限る。）及び第11条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。